

指定申請の流れについて

1. 準備

○指定の要件（基準）の確認

指定事業者になるためには、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たさなければなりません。

例えば...

- 指定を受けるには、申請者が法人である必要があります。
(病院、診療所等が行う場合には例外があります。)
- 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。
指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。
- 基準に規定されている必要な人員、設備を備える必要があります。

○基準の確認方法

「介護保険六法」や「介護報酬の解釈（指定基準編）」等の一般の書籍、川崎市基準条例等でお調べください。

• 川崎市基準条例及び条例の考え方市ホームページ

人員、設備、運営方法等に係る指定基準が掲載されております。条例と条例の考え方の2種類がありますので、必ず両方を確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-9-0-0-0-0-0.html>

• 介護サービスQ&A（市ホームページ）※エクセルファイル

上記基準条例や介護報酬告示を補足するものです。厚生労働省が作成したものと、本市が作成したものががありますので、必ず両方を確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>

【注意】

指定基準や介護報酬告示については、申請者が、その責務として、自ら確認して頂くものになります。上記の資料等を確認せずに、本市に質問等をされた場合には、対応を致しかねますので、予め御了承ください。

御自身で基準等を確認したうえで、その記載内容に疑義等がある場合のみ、下記FAX 質問票を送付頂くようよろしくお願いします（電話等による口頭での質問は、原則的にお受けできません。本市から口頭で回答があったとしても、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。).

• FAX 質問票（市ホームページ）※Word ファイル

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>

○指定申請書類の作成

各サービスのページにある「1. 新規事業者指定」の添付ファイルにて必要書類を確認頂き、電子申請届出システムにて申請ください。

○新規セミナーの受講

基準等の基本的な内容を説明する「新規セミナー」を年2回程度開催していますので、極力受講してください。開催日時等はメールニュースかわさき等で案内します。

※開設経験があるなど、基準等を十分理解されている方の参加は任意です。

※過去のセミナー資料を、市ホームページに掲載しています。ぜひ御覧ください。

2. 事前図面確認

※下記サービスの申請について、必須ではなく必要な場合のみ行うものです。その他のサービスについては、事前図面確認はいたしかねます。

○通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、(看護)小規模多機能型居宅介護

事業開始予定月の 2 か月前までに、送信票（各サービスのページにある「1. 新規事業者指定」の添付ファイル）と図面をメールにて送付してください。なお、送付された図面については、收受した日を含め原則 15 日程度で、市から確認結果等について御連絡します。

○短期入所生活介護

事業開始予定月の 3 か月前までに、送信票（同上）と図面をメールにて送付してください。なお、送付された図面については、收受した日を含め原則 1 か月程度で、市から確認結果等について御連絡します。

※メール送付先

【宛先】川崎市高齢者事業推進課事業者指定係 (40kosui@city.kawasaki.jp)

【件名】「新規指定事前図面確認について」

【注意】

- 図面の内容等によっては、確認結果等の連絡が、お示した期間よりも遅くなる場合があります。そのため、必ず余裕をもったスケジュールにて、事前図面確認をお願いいたします。
- 必ず基準条例等を確認したうえで、図面を作成してください（上記「基準の確認方法」を参照してください）。基準条例等を確認されていない場合には、基準条例等を確認したうえで図面の再送をお願いする場合があります（その場合、原則として、既に送付頂いた図面は破棄させていただきます）。
- 上述のとおり、指定基準要件の確認は申請者の責務となります。事前図面確認は、申請者が必要だと判断した場合に任意で行うものです。よって、本市による回答はあくまで技術的助言に留まり、送付された図面内容を市が保証するものではありません。本市から指摘等が無かった場合にも、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。
- 指定基準要件等を確認したうえで、その解釈に疑義が生じた場合には、図面と共に質問内容（関連する法規等及び論点を明記してください）を記載した書面を貼付してください。図面の確認結果と共に、併せて回答します。

3. 申請の予約

申請の受付は電子申請届出システムにて受付けます。登記事項証明書・返信用封筒等の原本での提出が必要な書類につきましては別途電子申請締切日までの消印で郵送ください。申請受付日等は下記のとおりですので、必ず期限内に申込みを行ってください（厳守）。

なお、原則として、書類の補正が必要な場合で、補正完了期限までに補正が間に合わなかったときは、申請を不受理とさせて頂き、翌月に再度指定申請をして頂く場合があります。

【申請受付日等】

指定予定日	電子申請締切 (厳守)	補正完了期限 (厳守)
2024/4/1	2024/2/25	2024/3/12
2024/5/1	2024/3/25	2024/4/10
2024/6/1	2024/4/25	2024/5/10
2024/7/1	2024/5/25	2024/6/10
2024/8/1	2024/6/25	2024/7/10
2024/9/1	2024/7/25	2024/8/9
2024/10/1	2024/8/25	2024/9/10
2024/11/1	2024/9/25	2024/10/10
2024/12/1	2024/10/25	2024/11/8
2025/1/1	2024/11/25	2024/12/10
2025/2/1	2024/12/25	2025/1/10
2025/3/1	2025/1/25	2025/2/10
2025/4/1	2025/2/25	2025/3/10
2025/5/1	2025/3/25	2025/4/10
2025/6/1	2025/4/25	2025/5/9

※予約受付期間・申請受付日を過ぎての予約・申請は受け付けません。

[予約先] 川崎市高齢者事業推進課事業者指定係
TEL 044-200-2469・2544・2633
受付時間：9時～12時、13時～17時（土、日、祝日を除く）

4. 申請

申請の際は記載例及び申請書類作成にあたっての留意事項にて事前に内容確認を行い、きちんと書類をそろえて来庁してください。2023/9/1 指定からは電子申請届出システムにて指定日の前々月の25日が締切で申請を受付けます。

毎月、補正完了期限までに受理した書類について二次審査や必要に応じ現地調査を行い、審査が通り審査手数料を納付した事業所は、翌月 1 日に指定します。期限までに受理できない場合は、翌月以降に再度申請していただくことになります。

※ 受理するにあたって、川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修が完了し関係法令（建築基準法、消防法等）の確認を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

5. 指定

指定は毎月 1 日です。

6. 公示

指定事業所名、所在地、サービスの種類等が市公報に登載されます。

「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」から事業所の検索が可能となります。

7. 指定申請等に係る審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

(1) 審査手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可) 申請	指定(許可) 更新申請
居宅介護支援	20,000円	10,000円
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円
(通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,000円	25,000円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,000円	25,000円
介護予防支援(地域包括支援センター設置者のみ)	10,000円	10,000円
介護予防サービス (介護予防訪問サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 0,000円	1サービスにつき 10,000円
(介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円

(注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。

2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。

3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は(33,000円)。

4 ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

(2) 納付方法

○ 申請時に郵送頂いた返信用封筒にて納付書をお渡ししますので、納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。

○ この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

(3) 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,000円	25,000円	介護老人保健施設	63,000円	25,000円
通所介護	30,000円	10,000円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
予防通所サービス	15,000円	10,000円	予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
居宅介護支援	20,000円	10,000円	通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
	計 110,000円	計 55,000円	予防通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
			居宅介護支援	20,000円	10,000円
				計 83,000円	計 35,000円